加賀市情報セキュリティに関する規程

令和3年4月30日 訓令・教育委員会訓令・ 選挙管理委員会訓令・監査委員訓令・ 公平委員会訓令・農業委員会訓令・ 固定資産評価審査委員会訓令・ 病院事業訓令・消防本部訓令・ 議会訓令第1号

加賀市情報セキュリティに関する規程(平成17年加賀市訓令第8号)の全部を改正する。(目的)

第1条 この訓令は、本市の機関(地方自治法(昭和22年法律第67号)第2編第7章の規定に基づいて置かれる市の執行機関、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第4条の規定により設置する公営企業、消防組織法(昭和22年法律第226号)第9条の規定により置かれる消防本部若しくは消防署又はこれらに置かれる機関及び議会をいう。)における情報セキュリティに関し、その確保のための体制及び方策に係る基本的な事項を定めることにより、情報資産を様々な脅威から守り、本市の行政サービスを安全かつ効率的に提供し、もって市政に対する市民の信頼を一層増進することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 職員 加賀市職員定数条例(平成17年加賀市条例第21号)第1条に規定する職員、加賀市病院事業職員定数条例(令和2年条例第15号)第1条に規定する職員及び加賀市上下水道事業職員定数条例(令和2年条例第17号)第1条に規定する職員並びに各機関の兼任職員、臨時職員、嘱託職員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。
 - (2) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
 - (3) 情報セキュリティポリシー この訓令及び情報セキュリティを確保するために必要となる基本的な基準を明記した情報セキュリティ対策基準及び実施手順(以下「対策基準」という。)をいう。
 - (4) 情報資産 情報セキュリティポリシーにおいて対象とする情報資産は次のものをいう。 ア ネットワーク及び情報システム並びにこれらに関する設備及び電磁的記録媒体 イ ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報(これらを印刷した文書を含む。)

- ウ 情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書
- (5) 情報システム コンピュータ(ソフトウェアを含む。)及びネットワーク並びに電磁的記録 媒体から構成され、情報処理を行う仕組みをいう。
- (6) ネットワーク コンピュータ等を相互に接続するための通信網及びその構成機器(ハードウェア及びソフトウェア)をいう。
- (7) 機密性 情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (8) 完全性 情報が、破壊、改ざん又は消去がされていない状態を確保することをいう。
- (9) 可用性 情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、 情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (10) マイナンバー利用事務系(個人番号利用事務系) 個人番号利用事務(社会保障、地方税又 は防災に関する事務)又は戸籍事務等に関わる情報システム及び電磁的記録をいう。
- (11) LGWAN接続系 LGWAN(総合行政ネットワーク(Local Government Wide Area Network)をいう。)に接続された情報システム及びその情報システムで取り扱う電磁的記録をいう(マイナンバー利用事務系を除く。)。
- (12) インターネット接続系 電子メール、ホームページ管理システム等に関わるインターネットに接続された情報システム及びその情報システムで取り扱う電磁的記録をいう。

(対象とする脅威)

- 第3条 第4条第2項に規定する責任者は、情報資産に対する脅威として、次に掲げるものを想定し、 情報セキュリティ対策を実施する。
 - (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃、部外者の侵入等の意 図的な要因による情報資産の漏えい、破壊、改ざん、消去、重要情報の詐取、内部不正等
 - (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計又は開発の不備、 プログラム上の欠陥、操作又は設定の誤り、メンテナンスの不備、内部及び外部監査機能の 不備、外部委託管理の不備、組織運営の欠陥、機器故障等の非意図的要因による情報資産の 漏えい、破壊、消去等
 - (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止、情報資産の紛失、破損等
 - (4) 大規模かつ広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
 - (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

(情報セキュリティを確保するための体制)

- 第4条 本市の情報セキュリティ対策を統一的、効果的かつ効率的に実施するため、役割と責任を明確にした組織体制(以下「情報セキュリティ組織体制」という。)を整備する。
- 2 情報セキュリティ組織体制は、政策戦略を担当する副市長をもってその責任者とし、本市における全てのネットワーク、情報システム等の情報資産の管理及び情報セキュリティ対策に関する最終決定権限を有するものとする。

(対策基準)

- 第5条 前条第2項に規定する責任者は、対策基準を定めるものとする。
- 2 対策基準は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 情報セキュリティ組織体制 本市の情報セキュリティを確保するための組織体制に関する事項
 - (2) 情報資産の分類と管理 本市の保有する情報資産に係る機密性、完全性及び可用性に応じた分類並びに管理に関する事項
 - (3) 情報システム全体の強靭性の向上 情報セキュリティの強化を目的とし、業務の効率性及び利便性の観点を踏まえた対策に関する事項
 - (4) 物理的セキュリティ対策 情報システムを設置する施設への不正な立入り及び情報資産の損傷、破壊等を防止するための物理的な対策に関する事項
 - (5) 人的セキュリティ対策 全ての職員に対して情報セキュリティの重要性を認識させるための研修、教育等の人的な対策に関する事項
 - (6) 技術的セキュリティ対策 不正なアクセスから情報資産を保護するための情報資産への アクセスの制御、情報システムの管理等の技術的な対策に関する事項
 - (7) 運用セキュリティ対策 情報資産を保護するための情報システムの運用方法、監査等の運用及び緊急事態が発生した際に、迅速かつ適正に対応するための緊急時における対策に関する事項
 - (8) 外部サービスの利用 外務委託事業者の制定基準、契約項目、約款、本市が利用する際に 遵守すべき事項等の外部委託事業者が提供するサービスを利用する場合におけるセキュリテ ィ対策に関する事項
 - (9) 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施 情報セキュリティポリシーの遵守状況を検 証するための監査及び自己点検に関する事項

- (10) 情報セキュリティポリシーの見直し 情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合の見直しに関する事項
- 3 前条第2項に規定する責任者は、対策基準を定めるに当たっては、加賀市病院事業において使用する情報システムの特性等について十分に配慮しなければならない。

(職員の責務)

第6条 職員は、情報セキュリティの重要性を深く認識するとともに、業務の遂行に当たっては、 この訓令及び対策基準を遵守しなければならない。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この訓令は、公表の日から施行する。

加賀市情報セキュリティ対策基準及び実施手順

第1章 総則

1 趣旨

加賀市情報セキュリティ対策基準及び実施手順(以下「対策基準及び実施手順」という。)は、加賀市情報セキュリティに関する規程(令和3年訓令第1号。以下「規程」という。)を実行に移す上で守るべき統一的な基準を示すものとする。

2 用語の意義

この対策基準及び実施手順で使用する用語の意義は、特に定めのあるもののほか、規程で使用する用語の意義の例による。

第2章 情報セキュリティ組織体制

1 最高情報セキュリティ責任者

- (1) 規程第4条第2項に規定する責任者として、最高情報セキュリティ責任者 (Chief Information Security Officer。以下「CISO」という。) を置く。
- (2) CISOは、必要に応じ、情報セキュリティに関する専門的な知識及び経験を有した専門家 を最高情報セキュリティアドバイザーとして置き、その業務内容を定めるものとする。
- (3) CISOは、情報セキュリティインシデントに対処するための体制 (CSIRT: Computer Security IncIDent Response Team。以下「CSIRT」という。) を整備し、役割を明確化する。
- (4) CISOは、必要に応じて、CISOを助けて本市における情報セキュリティに関する事務を整理し、CISOの命を受けて本市の情報セキュリティに関する事務を統括する最高情報セキュリティ副責任者(以下「副CISO」という。)1人を置くことができる。
- (5) CISOは、本対策基準及び実施手順に定められた自らの職務を、副CISOその他の本対策基準及び実施手順に定める責任者に担わせることができる。

2 統括情報セキュリティ責任者

- (1) 統括情報セキュリティ責任者は情報政策担当部長をもって充てる。
- (2) 統括情報セキュリティ責任者は、CISO及び副CISOを補佐しなければならない。
- (3) 統括情報セキュリティ責任者は、本市の全てのネットワークにおける開発、設定の変更、運用、見直し等を行う権限及び責任を有する。
- (4) 統括情報セキュリティ責任者は、本市の全てのネットワークにおける情報セキュリティ 対策に関する権限及び責任を有する。
- (5) 統括情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ管理者、 情報システム担当者に対して、情報セキュリティに関する指導及び助言を行う権限を有す る。
- (6) 統括情報セキュリティ責任者は、本市の情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した

場合又はセキュリティ侵害のおそれがある場合に、CISO(CISOが不在の場合は、副CISO)の指示に従い、CISO及び副CISOが不在の場合には、自らの判断に基づき、必要かつ十分な措置を実施する権限及び責任を有する。

- (7) 統括情報セキュリティ責任者は、本市の全てのネットワーク、情報システム及び情報資産に関する情報セキュリティ実施手順の維持・管理を行う権限及び責任を有する。
- (8) 統括情報セキュリティ責任者は、緊急時等の円滑な情報共有を図るため、CISO、副 CISO、統括情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ管理 者、情報システム担当者を網羅する連絡体制整備しなければならない。
- (9) 統括情報セキュリティ責任者は、緊急時にはCISO(不在の場合は副CISO)に早急に報告を行うとともに、対応策を講じなければならない。
- (10) 統括情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ関係規程に係る課題及び問題点を 含む運用状況を適時把握し、必要に応じてCISO(不在の場合は副CISO)にその内容を報告 しなければならない。

3 情報セキュリティ責任者

- (1) 情報セキュリティ責任者は、部長(加賀市事務執行規則(平成17年加賀市規則第6号)第3 条第1項に規定する部長(情報政策担当部長を除く。)、加賀市病院事業処務規程(平成28年 加賀市病院事業管理規程第1号)第4条第1項に規定する部長(管理部の部長に限る。)、加賀 市上下水道事業処務規程(平成29年加賀市上下水道事業管理規程第16号)第3条第1項に規定 する部長をいう。)、教育委員会事務局長、支所長(加賀市役所支所規則(平成17年加賀市 規則第4号)第3条第1項に規定する支所長をいう。)、議会事務局長、監査委員事務局長及 び消防長をもって充てる。
- (2) 情報セキュリティ責任者は、当該部局等の情報セキュリティ対策に関する統括的な権限及び責任を有する。
- (3) 情報セキュリティ責任者は、その所管する部局等において所有している情報システムに ついて、緊急時等における連絡体制の整備、情報セキュリティポリシーの遵守に関する意 見の集約及び職員に対する教育、訓練、助言及び指示を行う。
- (4) 情報セキュリティ責任者は、所掌する部局において、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合又はセキュリティ侵害のおそれがある場合には、統括情報セキュリティ責任者及びCISOへ速やかに報告を行い、指示を仰がなければならない。

4 情報セキュリティ管理者

(1) 情報セキュリティ管理者は、課長等(加賀市事務執行規則第3条第1項に規定する課長等並びに加賀市役所支所規則第3条第1項、加賀市教育委員会事務局組織規則(平成17年教育委員会規則第6号)第4条第1項、加賀市上下水道事業処務規程第3条第1項及び加賀市消防本部の組織に関する規則(平成17年加賀市規則第158号)第5条第1項に規定する課長をいう。)、科等の長(加賀市病院事業処務規程第4条第3項に規定する科等の長をいう。)、次長(加賀市議会事務局処務規程(平成17年加賀市議会告示第2号)第4条第1項及び加賀市監査委員事務局処務規程(平成17年加賀市監査委員訓令第1号)第4条第1項に規定する次長をいう。)及び消防署長(加賀市消防署の組織に関する規程(平成17年加賀市消防本部訓令第1

- 号)第2条第1項に規定する署長をいう。)(以下「課長等」という。)をもって充てる。
- (2) 情報セキュリティ管理者は、所管する課室等の情報セキュリティ対策に関する権限及び責任を有する。
- (3) 情報セキュリティ管理者は、所管する情報システムにおける開発、設定の変更、運用、 見直し等を行う権限及び責任を有する。
- (4) 情報セキュリティ管理者は、所掌する課室等において、情報資産に対するセキュリティ 侵害が発生した場合又はセキュリティ侵害のおそれがある場合には、情報セキュリティ責 任者、統括情報セキュリティ責任者及びCISOへ速やかに報告を行い、指示を仰がなければ ならない。

5 情報システム担当者

(1) 情報セキュリティ管理者の指示等に従い、情報システムの開発、設定の変更、運用、更新等の作業を行う者を情報システム担当者とする。

6 情報セキュリティ委員会

- (1) 市の情報セキュリティを確保するため、情報セキュリティ委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- (2) 委員会は、CISO、統括情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ責任者で構成する。
- (3) CISOは、定期的及び必要に応じて構成員を招集し委員会を開催する。
- (4) 委員会は、次に掲げる事項を審議する。
 - ア 情報セキュリティを確保するための統一的な運用に関する事項
 - イ その他情報セキュリティに関する重要な事項

7 兼務の禁止

- (1) 情報セキュリティ対策の実施において、やむを得ない場合を除き、承認又は許可の申請を行う者とその承認者又は許可者は、同じ者が兼務してはならない。
- (2) 情報セキュリティ監査の実施において、やむを得ない場合を除き、監査を受ける者とその監査を実施する者は、同じ者が兼務してはならない。

8 CSIRTの設置及びその役割

- (1) CISOは、CSIRTを整備し、その役割を明確化しなければならない。
- (2) CSIRTは、統括情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ 管理者で構成し、統括情報セキュリティ責任者をCSIRT責任者とする。
- (3) CISOは、CSIRT内の業務統括及び外部との連携等を行う職員をCSIRT構成員から定めなければならない。
- (4) CISOは、情報セキュリティの統一的な窓口を整備し、情報セキュリティインシデントについて部局等より報告を受けた場合には、その状況を確認し、自らへの報告が行われる体制を整備しなければならない。
- (5) CSIRTは、CISOにより情報セキュリティインシデントの対処に関する事項について意思 決定が行われた際には、その内容を関係部局等に速やかに提供しなければならない。

- (6) CSIRTは、情報セキュリティインシデントを認知した場合には、CISO、総務省、都道府 県等へ報告しなければならない。
- (7) CSIRTは、情報セキュリティインシデントを認知した場合には、その重要度や影響範囲等を勘案し報道機関への通知・公表対応を行わなければならない。
- (8) CSIRTは、情報セキュリティに関して、関係機関や他の地方公共団体の情報セキュリティに関する統一的な窓口の機能を有する部署、外部の事業者等との情報共有を行わなければならない。

第3章 情報資産の分類と管理

1 情報資産の分類

本市における情報資産は、機密性、完全性及び可用性により、次のとおり分類し、必要に応じ取扱制限を行うものとする。

機密性による情報資産の分類

分類	分類基準	取扱制限
機密性3	行政事務で取り扱う情報資産のう	・支給以外の端末での作業の原則禁止
	ち、秘密文書に相当する機密性を要	(機密性3の情報資産に対して)
	する情報資産	・必要以上の複製及び配付禁止
機密性2	行政事務で取り扱う情報資産のう	・保管場所の制限、保管場所への必要
	ち、秘密文書に相当する機密性は要	以上の電磁的記録媒体等の持ち込み禁
	しないが、直ちに一般に公表するこ	止
	とを前提としていない情報資産	・情報の送信、情報資産の運搬・提供
		時における暗号化・パスワード設定や
		鍵付きケースへの格納
		・復元不可能な処理を施しての廃棄・
		信頼のできるネットワーク回線の選択
		・外部で情報処理を行う際の安全管理
		措置の規定
		・電磁的記録媒体の施錠可能な場所へ
		の保管
機密性1	機密性2又は機密性3の情報資産以	_
	外の情報資産	

完全性による情報資産の分類

分類	分類基準	取扱制限
完全性2	行政事務で取り扱う情報資産のう	・バックアップ、電子署名付与
	ち、改ざん、誤びゅう又は破損によ	・外部で情報処理を行う際の安全管理
	り、住民の権利が侵害される又は行	措置の規定
	政事務の適確な遂行に支障(軽微な	・電磁的記録媒体の施錠可能な場所へ

	ものを除く。)を及ぼすおそれがあ	の保管
	る情報資産	
完全性1	完全性2の情報資産以外の情報資産	_

可用性による情報資産の分類

分類	分類基準	取扱制限
可用性2	行政事務で取り扱う情報資産のう	・バックアップ、指定する時間以内の
	ち、滅失、紛失又は当該情報資産が	復旧
	利用不可能であることにより、住民	・電磁的記録媒体の施錠可能な場所へ
	の権利が侵害される又は行政事務の	の保管
	安定的な遂行に支障(軽微なものを	
	除く。)を及ぼすおそれがある情報	
	資産	
可用性1	可用性2の情報資産以外の情報資産	_

2 情報資産の管理

(1) 管理責任

- ア 情報セキュリティ管理者は、その所管する情報資産について管理責任を有する。
- イ 情報資産が複製又は伝送された場合には、複製等された情報資産も(1)の分類に基づき 管理しなければならない。

(2) 情報の作成

- ア 職員は、業務上必要のない情報を作成してはならない。
- イ 情報を作成する者は、情報の作成時に(1)の分類に基づき、当該情報の分類と取扱制限 を定めなければならない。
- ウ 情報を作成する者は、作成途上の情報についても、紛失や流出等を防止しなければならない。また、情報の作成途上で不要になった場合は、当該情報を消去しなければならない。

(3) 情報資産の入手

- ア 職員(特別職を含む。)が作成した情報資産を入手した者は、入手元の情報資産の分類に基づいた取扱いをしなければならない。
- イ 職員 (特別職を含む。) 以外の者が作成した情報資産を入手した者は、(1)の分類に基づき、当該情報の分類と取扱制限を定めなければならない。
- ウ 情報資産を入手した者は、入手した情報資産の分類が不明な場合、情報セキュリティ 管理者に判断を仰がなければならない。

(4) 情報資産の利用

- ア 情報資産を利用する者は、業務以外の目的に情報資産を利用してはならない。
- イ 情報資産を利用する者は、情報資産の分類に応じ、適正な取扱いをしなければならな

11

ウ 情報資産を利用する者は、電磁的記録媒体に情報資産の分類が異なる情報が複数記録 されている場合、最高度の分類に従って、当該電磁的記録媒体を取り扱わなければなら ない。

(5) 情報資産の保管

- ア 情報セキュリティ管理者は、情報資産の分類に従って、情報資産を適正に保管しなければならない。
- イ 情報セキュリティ管理者は、情報資産を記録した電磁的記録媒体を長期保管する場合 は、書込禁止の措置を講じなければならない。
- ウ 情報セキュリティ管理者は、機密性2以上、完全性2又は可用性2の情報を記録した 電磁的記録媒体を保管するときは、耐火、耐熱、耐水及び耐湿を講じた施錠可能な場所 に保管しなければならない。

(6) 情報の送信

電子メール等により機密性2以上の情報を送信する者は、必要に応じ、暗号化又はパスワード設定を行わなければならない。

(7) 情報資産の運搬

- ア 車両等により機密性2以上の情報資産を運搬する者は、必要に応じ鍵付きのケース等に格納し、暗号化又はパスワードの設定を行う等、情報資産の不正利用を防止するための措置を講じなければならない。
- イ 機密性2以上の情報資産を運搬する者は、情報セキュリティ管理者に許可を得なければならない。

(8) 情報資産の提供・公表

- ア 機密性2以上の情報資産を外部に提供する者は、必要に応じ暗号化又はパスワードの 設定を行わなければならない。
- イ 機密性2以上の情報資産を外部に提供する者は、情報セキュリティ管理者に許可を得なければならない。
- ウ 情報セキュリティ管理者は、住民に公開する情報資産について、完全性を確保しなけ ればならない。

(9) 情報資産の廃棄

- ア 情報資産の廃棄を行う者は、情報を記録している電磁的記録媒体が不要になった場合、記録されている情報の機密性に応じ、電磁的記録媒体の情報を復元できないように 処置した上で廃棄しなければならない。
- イ 情報資産の廃棄を行う者は、行った処理について、日時、担当者及び処理内容を記録 しなければならない。
- ウ 情報資産の廃棄を行う者は、情報セキュリティ管理者の許可を得なければならない。

第4章 情報システム全体の強靭性の向上

1 マイナンバー利用事務系

(1) マイナンバー利用事務系と他の領域との分離

マイナンバー利用事務系と他の領域を通信できないようにしなければならない。

マイナンバー利用事務系と外部との通信をする必要がある場合は、通信経路の限定(MAC アドレス、IPアドレス)及びアプリケーションプロトコル(ポート番号)のレベルでの限定を行わなければならない。また、その外部接続先についてもインターネット等と接続してはならない。ただし、国等の公的機関が構築したシステム等、十分に安全性が確保された外部接続先については、この限りではなく、インターネット等からLGWAN-ASPを経由してマイナンバー利用事務系にデータの取り込みを可能とする。

(2) 情報のアクセス及び持ち出しにおける対策

ア 情報のアクセス対策

情報システムが正規の利用者かどうかを判断する認証手段のうち、二つ以上を併用する認証(多要素認証)を利用しなければならない。また、業務毎に専用端末を設置するよう努めなければならない。

イ 情報の持ち出し不可設定

原則として、記録媒体USBメモリ等の電磁的記録媒体による端末からの情報持ち出しができないように設定しなければならない。ただし、業務上必要な場合は、統括情報セキュリティ責任者の定める実施手順に従い、情報セキュリティ管理者の許可を得て利用することができる。

2 LGWAN接続系

(1) LGWAN接続系とインターネット接続系の分割

LGWAN接続系とインターネット接続系は両環境間の通信環境を分離した上で、必要な通信だけを許可できるようにしなければならない。なお、メールやデータをLGWAN接続系に取り込む場合は、次の実現方法等により、無害化通信(電子メール本文のテキスト化や、端末への画面転送等により、コンピュータウイルス等の不正プログラムの付着が無いない等、安全が確保された通信をいう。)を図らなければならない。

ア インターネット環境で受信した電子メールの本文のみをLGWAN接続系に転送するメール テキスト化方式

イ インターネット接続系の端末から、LGWAN接続系の端末へ画面を転送する方式

ウ 危険因子をファイルから除去し、又は危険因子がファイルに含まれていないことを確認し、インターネット接続系から取り込む方式

3 インターネット接続系

(1) インターネット接続系においては、通信パケットの監視、ふるまい検知等の不正通信の 監視機能の強化により、情報セキュリティインシデントの早期発見と対処及びLGWANへの 不適切なアクセス等の監視等の情報セキュリティ対策を講じなければならない。

(2) 都道府県及び市区町村のインターネットとの通信を集約する自治体情報セキュリティクラウドに参加するとともに、関係省庁や都道府県等と連携しながら、情報セキュリティ対策を推進しなければならない。

第5章 物理的セキュリティ対策

1 サーバ等の管理

(1) 機器の取付け

情報セキュリティ管理者は、サーバ等の機器の取付けを行う場合、火災、水害、埃、振動、温度、湿度等の影響を可能な限り排除した場所に設置し、容易に取り外せないよう適正に固定する等、必要な措置を講じなければならない。

(2) 機器の電源

- ア 情報セキュリティ管理者は、統括情報セキュリティ責任者及び施設管理部門と連携 し、サーバ等の機器の電源について、停電等による電源供給の停止に備え、当該機器が 適正に停止するまでの間に十分な電力を供給する容量の予備電源を備え付けなければな らない。
- イ 情報セキュリティ管理者は、統括情報セキュリティ責任者及び施設管理部門と連携 し、落雷等による過電流に対して、サーバ等の機器を保護するための措置を講じなけれ ばならない。

(3) 通信ケーブル等の配線

- ア 情報セキュリティ管理者は、施設管理部門と連携し、通信ケーブル及び電源ケーブル の損傷等を防止するために、配線収納管を使用する等必要な措置を講じなければならな い。
- イ 情報セキュリティ管理者は、主要な箇所の通信ケーブル及び電源ケーブルについて、 施設管理部門から損傷等の報告があった場合、連携して対応しなければならない。
- ウ 情報セキュリティ管理者は、ネットワーク接続口(ハブのポート等)を他者が容易に接続できない場所に設置する等適正に管理しなければならない。
- エ 情報セキュリティ管理者は、自ら又は情報システム担当者及び契約により操作を認められた外部委託事業者以外の者が配線を変更、追加できないように必要な措置を講じなければならない。

(4) 機器の定期保守及び修理

- ア 情報セキュリティ管理者は、可用性2のサーバ等の機器の定期保守を実施しなければ ならない。
- イ 情報セキュリティ管理者は、電磁的記録媒体を内蔵する機器を外部の事業者に修理させる場合、内容を消去した状態で行わせなければならない。内容を消去できない場合、 情報セキュリティ管理者は、外部の事業者に故障を修理させるにあたり、修理を委託す

る事業者との間で、守秘義務契約を締結するほか、秘密保持体制の確認等を行わなければならない。

(5) 庁外への機器の設置

情報セキュリティ管理者は、庁外にサーバ等の機器を設置する場合、CISOの承認を得なければならない。また、定期的に当該機器への情報セキュリティ対策状況について確認しなければならない。

(6) 機器の廃棄等

情報セキュリティ管理者は、機器を廃棄、リース返却等をする場合、機器内部の記憶装置から、全ての情報を消去の上、復元不可能な状態にする措置を講じなければならない。

2 管理区域(情報システム室等)の管理

(1) 管理区域の構造等

- ア 管理区域とは、ネットワークの基幹機器及び重要な情報システムを設置し、当該機器 等の管理及び運用を行うための部屋(以下「情報システム室」という。)や電磁的記録 媒体の保管庫をいう。
- イ 情報セキュリティ管理者は、管理区域を地階又は1 階に設けてはならない。
- ウ 情報セキュリティ管理者は、施設管理部門と連携して、管理区域から外部に通ずるド アは必要最小限とし、鍵、監視機能、警報装置等によって許可されていない立入りを防 止しなければならない。
- エ 情報セキュリティ管理者は、情報システム室内の機器等に、転倒及び落下防止等の耐 震対策、防火措置、防水措置等を講じなければならない。
- オ 情報セキュリティ管理者は、管理区域に配置する消火薬剤や消防用設備等が、機器及び電磁的記録媒体等に影響を与えないようにしなければならない。

(2) 管理区域の入退室管理等

- ア 情報セキュリティ管理者は、管理区域への入退室を許可された者のみに制限し、ICカード、指紋認証等の生体認証や入退室管理簿の記載による入退室管理を行わなければならない。
- イ 職員及び外部委託事業者は、管理区域に入室する場合、身分証明書等を携帯し、求め により提示しなければならない。
- ウ 情報セキュリティ管理者は、職員又は外部委託事業者以外のものが管理区域に入る場合には、必要に応じて立ち入り区域を制限した上で、管理区域への入退室を許可された職員が付き添うものとし、外見上職員と区別できる措置を講じなければならない。
- エ 情報セキュリティ管理者は、機密性2以上の情報資産を扱うシステムを設置している 管理区域について、当該情報システムに関連しない、又は個人所有であるコンピュー タ、モバイル端末、通信回線装置、電磁的記録媒体等を持ち込ませないようにしなけれ ばならない。

(3) 機器等の搬入出

- ア 情報セキュリティ管理者は、搬入する機器等が、既存の情報システムに与える影響に ついて、あらかじめ職員又は委託した業者に確認を行わせなければならない。
- イ 情報セキュリティ管理者は、情報システム室の機器等の搬入出について、職員を立ち 会わせなければならない。

3 通信回線及び通信回線装置の管理

- (1) 統括情報セキュリティ責任者は、庁内の通信回線及び通信回線装置(公衆無線Wi-Fiを除く)を、施設管理部門と連携し、適正に管理しなければならない。また、通信回線及び通信回線装置に関連する文書を適正に保管しなければならない。
- (2) 統括情報セキュリティ責任者は、外部へのネットワーク接続を必要最低限に限定し、できる限り接続ポイントを減らさなければならない。
- (3) 統括情報セキュリティ責任者は、マイナンバーを利用する事務を除く行政事務を総合行 政ネットワーク (LGWAN) に集約するように努めなければならない。
- (4) 統括情報セキュリティ責任者は、機密性2以上の情報資産を取り扱う情報システムに通信回線を接続する場合、必要なセキュリティ水準を検討の上、適正な回線を選択しなければならない。また、必要に応じ、送受信される情報の暗号化を行わなければならない。
- (5) 統括情報セキュリティ責任者は、ネットワークに使用する回線について、伝送途上に情報が破壊、盗聴、改ざん、消去等が生じないように十分なセキュリティ対策を実施しなければならない。
- (6) 統括情報セキュリティ責任者は、可用性2の情報を取り扱う情報システムが接続される 通信回線について、継続的な運用を可能とする回線を選択しなければならない。 また、必要に応じ、回線を冗長構成にする等の措置を講じなければならない。

4 職員の利用する端末や電磁的記録媒体等の管理

- (1) 情報セキュリティ管理者は、盗難防止のため、執務室等で利用するパソコンのワイヤーによる固定、モバイル端末及び電磁的記録媒体の使用時以外の施錠管理等の物理的措置を講じなければならない。電磁的記録媒体については、情報が保存される必要がなくなった時点で速やかに記録した情報を消去しなければならない。
- (2) 情報セキュリティ管理者は、情報システムへのログインに際し、パスワード、あるいは 生体認証等の認証情報の入力を必要とするように設定しなければならない。
- (3) 情報セキュリティ管理者は、マイナンバー利用事務系では「知識」、「所持」、「存在」を利用する認証手段のうち二つ以上を併用する認証(多要素認証)を行うよう設定しなければならない。
- (4) 情報セキュリティ管理者は、パソコンやモバイル端末等におけるデータの暗号化等の機能を有効に利用しなければならない。端末にセキュリティチップが搭載されている場合、その機能を有効に活用しなければならない。同様に、電磁的記録媒体についてもデータ暗号化機能を備える媒体を使用するよう努めなければならない。

第6章 人的セキュリティ対策

1 職員の遵守事項

(1) 職員の遵守事項

ア 情報セキュリティポリシー等の遵守

職員は、情報セキュリティポリシー等(加賀市情報セキュリティに関する規程、対策 基準及び実施手順)を遵守しなければならない。

また、情報セキュリティ対策について不明な点、遵守することが困難な点等がある場合は、速やかに情報セキュリティ管理者に相談し、指示を仰がなければならない。

イ 業務以外の目的での使用の禁止

職員は、業務以外の目的で情報資産の外部への持ち出し、情報システムへのアクセス、電子メールアドレスの使用及びインターネットへのアクセスを行ってはならない。

- ウ モバイル端末や電磁的記録媒体等の持ち出し及び外部における情報処理作業の制限
 - (ア) CISOは、機密性2以上、可用性2、完全性2の情報資産を外部で処理する場合に おける安全管理措置を定めなければならない。
 - (イ) 職員は、本市のモバイル端末、電磁的記録媒体、情報資産及びソフトウェアを外 部に持ち出す場合には、情報セキュリティ管理者の許可を得なければならない。
 - (ウ) 職員は、外部で情報処理業務を行う場合には、情報セキュリティ管理者の許可を 得なければならない。
- エ 支給以外のパソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体等の業務利用
 - (ア) 職員は、原則として、市が支給したパソコン、モバイル端末、電磁的記録媒体等以外のものを業務に利用してはならない。ただし、支給以外の端末等の業務上の利用の可否判断をCISOが行った後に、業務上必要な場合は、統括情報セキュリティ責任者の定める実施手順に従い、情報セキュリティ管理者の許可を得て利用することができる。
 - (イ) 職員は、支給以外のパソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体等を用いる場合 には、情報セキュリティ管理者の許可を得た上で、外部で情報処理作業を行う際に 安全管理措置に関する規定を遵守しなければならない。
- オ 持ち出し及び持ち込みの記録

情報セキュリティ管理者は、端末等の持ち出し及び持ち込みについて、記録を作成 し、保管しなければならない。

カ パソコンやモバイル端末におけるセキュリティ設定変更の禁止

職員は、パソコンやモバイル端末のソフトウェアに関するセキュリティ機能の設定を 情報セキュリティ管理者の許可なく変更してはならない。

キ 机上の端末等の管理

職員は、パソコン、モバイル端末、電磁的記録媒体及び情報が印刷された文書等について、第三者に使用されること又は情報セキュリティ管理者の許可なく情報を閲覧されることがないように、離席時のパソコン、モバイル端末のロックや電磁的記録媒体、文書等を容易に閲覧されない場所に保管する等、適正な措置を講じなければならない。

ク 印刷物等の管理

職員は、プリンタ、コピー機、FAX 等からの印刷物は放置せず、適切に管理しなけれ

ばならない。

ケ 離職時等の遵守事項

職員は、異動、退職等により業務を離れる場合には、利用していた情報資産を返却しなければならない。また、その後も業務上知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

(2) 非常勤職員、臨時職員、会計年度任用職員等への対応

ア 情報セキュリティポリシー等の遵守

情報セキュリティ管理者は、非常勤職員、臨時職員、会計年度任用職員等(以下「非常勤職員等」という。)に対し、採用時に情報セキュリティポリシー等のうち、非常勤等が守るべき内容を理解させ、また実施及び遵守させなければならない。

イ 情報セキュリティポリシー等の遵守に対する同意

情報セキュリティ管理者は、非常勤等の採用の際、必要に応じ、情報セキュリティポリシー等を遵守する旨の同意書への署名を求めるものとする。

ウ インターネット接続及び電子メール使用等の制限

情報セキュリティ管理者は、非常勤職員等にパソコンやモバイル端末による作業を行わせる場合において、インターネットへの接続及び電子メールの使用等が不要の場合、これを利用できないようにしなければならない。

(3) 情報セキュリティポリシー等の掲示

情報セキュリティ管理者は、職員が常に情報セキュリティポリシーの概要等を閲覧できるように掲示しなければならない。

(4) 外部委託事業者に対する説明

情報セキュリティ管理者は、ネットワーク及び情報システムの開発・保守等を外部委託 事業者に発注する場合、外部委託事業者から再委託を受ける事業者も含めて、情報セキュ リティポリシー等のうち外部委託事業者が守るべき内容の遵守及びその機密事項を説明し なければならない。

2 研修・訓練

(1) 情報セキュリティに関する研修・訓練 CISOは、定期的に情報セキュリティに関する研修・訓練を実施しなければならない。

(2) 研修計画の策定及び実施

ア CISOは、幹部を含め全ての職員に対する情報セキュリティに関する研修計画の策定と その実施体制の構築を定期的に行い、委員会の承認を得なければならない。

- イ CISOは、新規採用の職員を対象とする情報セキュリティに関する研修を実施しなければならない。
- ウ 研修は、統括情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ 管理者、情報システム担当者及びその他職員に対して、それぞれの役割、情報セキュリ ティに関する理解度等に応じたものにしなければならない。
- エ 情報セキュリティ管理者は、所管する課室等の研修の実施状況を記録し、統括情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ責任者に対して報告しなければならない。

- オ 統括情報セキュリティ責任者は、研修の実施状況を分析し、評価し、及びCISOに対し 情報セキュリティ対策に関する研修の実施状況について報告しなければならない。
- カ CISOは、毎年度1回、委員会に対して、職員の情報セキュリティ研修の実施状況について報告しなければならない。

(3) 緊急時対応訓練

CISOは、緊急時対応を想定した訓練を定期的に実施しなければならない。訓練計画は、ネットワーク及び各情報システムの規模等を考慮し、訓練実施の体制、範囲等を定め、及び訓練を効果的に実施できるようにしなければならない。

(4) 研修・訓練への参加

幹部を含めた全ての職員は、定められた研修・訓練に参加しなければならない。

- 3 情報セキュリティインシデントの報告
 - (1) 庁内での情報セキュリティインシデントの報告
 - ア 職員は、情報セキュリティインシデントを認知した場合、速やかに情報セキュリティ 管理者及び情報セキュリティの統一的な窓口に報告しなければならない。
 - イ 報告を受けた情報セキュリティ管理者は、速やかに統括情報セキュリティ責任者に報告しなければならない。
 - ウ 情報セキュリティ管理者は、報告のあった情報セキュリティインシデントについて、 CISO、統括情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ責任者に報告しなければならな い。
 - (2) 住民等外部からの情報セキュリティインシデントの報告
 - ア 職員は、本市が管理するネットワーク及び情報システム等の情報資産に関する情報セキュリティインシデントについて、住民等外部から報告を受けた場合、情報セキュリティ管理者に報告しなければならない。
 - イ 報告を受けた情報セキュリティ管理者は、速やかに統括情報セキュリティ責任者に報告しなければならない。
 - ウ 情報セキュリティ管理者は、当該情報セキュリティインシデントについて、必要に応じてCISO、統括情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ責任者に報告しなければならない。
 - (3) 情報セキュリティインシデント原因の究明・記録、再発防止等
 - ア CSIRTは、報告された情報セキュリティインシデントについて状況を確認し、実際に情報セキュリティインシデントであるかの判断及び評価を行わなければならない。
 - イ CSIRTは、情報セキュリティインシデントであると評価した場合、CISOに速やかに報告 しなければならない。
 - ウ CSIRTは、情報セキュリティインシデントに関係する情報セキュリティ責任者に対し、 被害の拡大防止等を図るための応急措置の実施及び復旧に係る指示を行わなければなら ない。

- エ CSIRTは、これらの情報セキュリティインシデント原因を究明し、記録を保存しなければならない。また、情報セキュリティインシデントの原因究明の結果から、再発防止策を検討し、CISOに報告しなければならない。
- オ CISOは、CSIRTから、情報セキュリティインシデントについて報告を受けた場合は、そ の内容を確認し、再発防止策を実施するために必要な措置を指示しなければならない。

4 ID及びパスワード等の管理

- (1) ICカード等の取扱い
 - ア 職員は、自己の管理するICカード等に関し、次の事項を遵守しなければならない。
 - (ア) 認証に用いるICカード等を、職員間で共有してはならない。
 - (イ) 業務上必要のないときは、ICカード等をカードリーダ又はパソコン等の端末のスロット等から抜いておかなければならない。
 - (ウ) IC カード等を紛失した場合には、速やかに情報セキュリティ管理者に通報し、指示に従わなければならない。
 - イ 情報セキュリティ管理者は、ICカード等の紛失等の通報があり次第、当該ICカード等 を使用したアクセス等を速やかに停止しなければならない。
 - ウ 情報セキュリティ管理者は、ICカード等を切り替える場合、切替え前のカードを回収 し、破砕するなど復元不可能な処理を行った上で廃棄しなければならない。

(2) IDの取扱い

職員は、自己の管理するIDに関し、次の事項を遵守しなければならない。

- ア 自己が利用しているIDは、他人に利用させてはならない。
- イ 共用ID を利用する場合は、共用IDの利用者以外に利用させてはならない。

(3) パスワードの取扱い

職員は、自己の管理するパスワードに関し、次の事項を遵守しなければならない。

- アパスワードは、他者に知られないように管理しなければならない。
- イパスワードを秘密にし、パスワードの照会等には一切応じてはならない。
- ウパスワードは十分な長さとし、文字列は想像しにくいものにしなければならない。
- エ パスワードが流出したおそれがある場合には、情報セキュリティ管理者に速やかに報告し、パスワードを速やかに変更しなければならない。
- オ 複数の情報システムを扱う職員は、同一のパスワードをシステム間で用いてはならない。
- カ 仮のパスワード(初期パスワードを含む。)は、最初のログイン時点で変更しなけれ ばならない。
- キ 職員間でパスワードを共有してはならない(ただし、共有IDに対するパスワードは除く)。
- ク 情報セキュリティ管理者は、共有IDのパスワードは定期的(年1回以上)、利用者に 異動が発生した場合は速やかに変更しなければならない。

第7章 技術的セキュリティ対策

1 コンピュータ及びネットワークの管理

(1) 文書サーバの設定等

ア 情報セキュリティ管理者は、職員が使用できる文書サーバの容量を設定し、職員に周 知しなければならない。

- イ 情報セキュリティ管理者は、文書サーバを課室等の単位で構成し、職員が他課室等の フォルダ及びファイルを閲覧及び使用できないように、設定しなければならない。
- ウ 情報セキュリティ管理者は、住民の個人情報、人事記録等、特定の職員以外の者が取り扱えないデータについて、別途ディレクトリを作成する等の措置を講じ、同一課室等であっても、担当職員以外の職員が閲覧及び使用できないようにしなければならない。

(2) バックアップの実施

情報セキュリティ管理者は、ファイルサーバ等に記録された情報について、サーバの冗 長化対策に関わらず、必要に応じて定期的にバックアップを実施しなければならない。

(3) 他団体との情報システムに関する情報等の交換

情報セキュリティ管理者は、他の団体と情報システムに関する情報及びソフトウェアを 交換するときは、あらかじめその取扱いに関する事項を定め、統括情報セキュリティ責任 者及び情報セキュリティ責任者の許可を得なければならない。

(4)システム管理記録及び作業の確認

ア 情報セキュリティ管理者は、所管する情報システムの運用において実施した作業について、作業記録を作成しなければならない。

- イ 情報セキュリティ管理者は、所管するシステムにおいて、システム変更等の作業を行った場合は、作業内容について記録を作成し、詐取、改ざん等をされないように適正に 管理しなければならない。
- ウ 情報セキュリティ管理者又は情報システム担当者及び契約により操作を認められた外 部委託事業者の作業員がシステム変更等の作業を行う場合は、2名以上で作業を行うもの とし、互いにその作業を確認しなければならない。

(5) 情報システム仕様書等の管理

情報セキュリティ管理者は、ネットワーク構成図、情報システム仕様書について、記録 媒体に関わらず、業務上必要とする者以外の者による閲覧、紛失等がないよう、適正に管 理しなければならない。

(6) ログの取得等

ア 情報セキュリティ管理者は、各種ログ及び情報セキュリティの確保に必要な記録を取得し、一定の期間保存しなければならない。

イ 情報セキュリティ管理者は、ログとして取得する項目、保存期間、取扱方法及びログ

が取得できなくなった場合の対処等について定め、適正にログを管理しなければならない。

ウ 情報セキュリティ管理者は、取得したログを定期的に点検又は分析する機能を設け、 必要に応じて悪意ある第三者等からの不正侵入、不正操作等の有無について点検又は分 析を実施しなければならない。

(7) 障害記録

情報セキュリティ管理者は、職員からのシステム障害の報告、システム障害に対する処理結果又は問題等を、障害記録として記録し、適正に保存しなければならない。

(8) ネットワークの接続制御、経路制御等

ア 統括情報セキュリティ責任者は、フィルタリング及びルーティングについて、設定の 不整合が発生しないように、ファイアウォール、ルータ等の通信ソフトウェア等を設定 しなければならない。

イ 統括情報セキュリティ責任者は、不正アクセスを防止するため、ネットワークに適正 なアクセス制御を施さなければならない。

(9) 外部の者が利用できるシステムの分離等

情報セキュリティ管理者は、電子申請の汎用受付システム等、外部の者が利用できるシステムについて、必要に応じ他のネットワーク及び情報システムと物理的に分離する等の措置を講じなければならない。

(10) 外部ネットワークとの接続制限等

ア 情報セキュリティ管理者は、所管するネットワークを外部ネットワークと接続しようとするときは、CISO及び統括情報セキュリティ責任者の許可を得なければならない。

- イ 情報セキュリティ管理者は、接続しようとする外部ネットワークに係るネットワーク 構成、機器構成、セキュリティ技術等を詳細に調査し、庁内の全てのネットワーク、情報システム等の情報資産に影響が生じないことを確認しなければならない。
- ウ 情報セキュリティ管理者は、接続した外部ネットワークの瑕疵によりデータの漏えい、破壊、改ざん又はシステムダウン等による業務への影響が生じた場合に対処するため、当該外部ネットワークの管理責任者による損害賠償責任を契約上担保しなければならない。
- エ 情報セキュリティ管理者は、ウェブサーバ等をインターネットに公開する場合、庁内 ネットワークへの侵入を防御するために、ファイアウォール等を外部ネットワークとの 境界に設置した上で接続しなければならない。
- オ 情報セキュリティ管理者は、接続した外部ネットワークのセキュリティに問題が認められ、情報資産に脅威が生じることが想定される場合には、統括情報セキュリティ責任 者の判断に従い、速やかに当該外部ネットワークを物理的に遮断しなければならない。

(11) 複合機のセキュリティ管理

- ア 統括情報セキュリティ責任者は、複合機を調達する場合、当該複合機が備える機能及 び設置環境並びに取り扱う情報資産の分類及び管理方法に応じ、適正なセキュリティ要 件を策定しなければならない。
- イ 統括情報セキュリティ責任者は、複合機が備える機能について適正な設定等を行うことにより運用中の複合機に対する情報セキュリティインシデントへの対策を講じなければならない。
- ウ 統括情報セキュリティ責任者は、複合機の運用を終了する場合、複合機の持つ電磁的 記録媒体の全ての情報を抹消する又は再利用できないようにする対策を講じなければな らない。

(12) IoT機器を含む特定用途機器のセキュリティ管理

統括情報セキュリティ責任者は、特定用途機器について、取り扱う情報、利用方法、 通信回線への接続形態等により、何らかの脅威が想定される場合は、当該機器の特性に 応じた対策を講じなければならない。

(13) 無線LAN及びネットワークの盗聴対策

- ア 統括情報セキュリティ責任者は、無線LAN(公衆無線Wi-Fiを除く。)の利用を認める場合は、解読が困難な暗号化及び認証技術の使用を義務付けなければならない。
- イ 統括情報セキュリティ責任者は、機密性の高い情報を取り扱うネットワークについて、情報の盗聴等を防ぐため、暗号化等の措置を講じなければならない。

(14) 電子メールのセキュリティ管理

- ア 統括情報セキュリティ責任者は、権限のない利用者により、外部から外部への電子メール転送(電子メールの中継処理)が行われることを不可能とするよう、電子メールサーバの設定を行わなければならない。
- イ 統括情報セキュリティ責任者は、大量のスパムメール等の受信又は送信を検知した場合は、メールサーバの運用を停止しなければならない。
- ウ 統括情報セキュリティ責任者は、電子メールの送受信容量の上限を設定し、上限を超 える電子メールの送受信を不可能にしなければならない。
- エ 統括情報セキュリティ責任者は、職員が使用できる電子メールボックスの容量の上限 を設定し、上限を超えた場合の対応を職員に周知しなければならない。
- オ 統括情報セキュリティ責任者は、システム開発や運用、保守等のため庁舎内に常駐している外部委託事業者の作業員による電子メールアドレス利用について、外部委託事業者との間で利用方法を取り決めなければならない。

(15) 電子メールの利用制限

- ア 職員は、業務上必要のない送信先に電子メールを送信してはならない。
- イ 職員は、重要な電子メールを誤送信した場合、情報セキュリティ管理者に報告しなければならない。

(16) 電子署名・暗号化

- ア 職員は、情報資産の分類により定めた取扱制限に従い、外部に送るデータの機密性又は完全性を確保することが必要な場合には、CISOが定めた電子署名、暗号化又はパスワード設定等、セキュリティを考慮して送信しなければならない。
- イ 職員は、暗号化を行う場合にCISOが定める以外の方法を用いてはならない。また、CISOが定めた方法で暗号のための鍵を管理しなければならない。
- ウ CISOは、電子署名の正当性を検証するための情報又は手段を、署名検証者へ安全に提供しなければならない。

(17) 無許可ソフトウェアの導入等の禁止

- ア 職員は、業務上使用するために市から支給されたパソコン、IoT機器、モバイル端末等 に無断でソフトウェアを導入してはならない。
- イ 職員は、業務上の必要がある場合は、情報セキュリティ管理者の許可を得て、ソフトウェアを導入することができる。なお、導入する際は、情報セキュリティ管理者は、ソフトウェアのライセンスを管理しなければならない。
- ウ 職員は、不正にコピーしたソフトウェアを利用してはならない。
- エ フリーソフトウェアは、予め情報担当課が利用を許可したものを利用することができる。情報担当課が利用を許可していないフリーソフトウェアを導入する際には、事前に安全性を確認するため、「ソフトウェア使用申請書」を用いて情報担当課に申請しなければならない。

(18) 機器構成の変更の制限

- ア 職員は、パソコンやIoT機器、モバイル端末に対し機器の改造及び増設・交換を行って はならない。
- イ 職員は、業務上、パソコンやIoT機器、モバイル端末に対し機器の改造及び増設・交換を行う必要がある場合には、情報セキュリティ管理者の許可を得なければならない。
- (19) 無許可でのネットワーク接続の禁止

職員は、統括情報セキュリティ責任者の許可なくパソコンやIoT 機器、モバイル端末をネットワークに接続してはならない。

- (20) 業務以外の目的でのウェブ閲覧の禁止
 - ア 職員は、業務以外の目的でウェブを閲覧してはならない。
 - イ 統括情報セキュリティ責任者は、職員のウェブ利用について、明らかに業務に関係の ないサイトを閲覧していることを発見した場合は、情報セキュリティ管理者に通知し適 正な措置を求めなければならない。

2 アクセス制御

(1) アクセス制御等

ア アクセス制御

情報セキュリティ管理者は、所管するネットワーク又は情報システムごとにアクセスする権限のない職員がアクセスできないように、システム上制限しなければならない。

イ 利用者IDの取扱い

- (ア) 情報セキュリティ管理者は、利用者の登録、変更、抹消等の情報管理、職員の異動、出向、退職者に伴う利用者IDの取扱い等の方法を定めなければならない。
- (イ) 職員は、業務上必要がなくなった場合は、利用者登録を抹消するよう、情報セキュリティ管理者に通知しなければならない。
- (ウ) 情報セキュリティ管理者は、業務上必要なくなった利用者IDを速やかに抹消しなければならない。
- (エ) 統括情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ管理者は、利用されていない IDが放置されないよう、人事管理部門と連携し、点検しなければならない。

ウ 共有IDの取扱い

- (ア) 情報セキュリティ管理者は、共有IDを利用する職員の管理、人事異動や機構改革 等による共有IDの取扱い等の方法を定めなければならない。
- (イ) 職員は、業務上必要がなくなった場合は、情報セキュリティ管理者に通知しなければならない。
- (ウ) 情報セキュリティ管理者は、業務上必要なくなった共有IDを速やかに抹消しなければならない。
- (エ) 情報セキュリティ管理者は、利用されていないIDが放置されないよう、人事管理 部門等と連携し、定期的に点検しなければならない。

エ 特権を付与されたIDの管理等

- (ア) 情報セキュリティ管理者は、管理者権限等の特権を付与されたIDを利用する者を 必要最小限にし、当該IDのパスワードの漏えい等が発生しないよう、当該ID及びパ スワードを厳重に管理しなければならない。
- (イ) 特権を付与されたIDを利用する者を代行する必要がある場合は、情報セキュリティ管理者が認めた者でなければならない。
- (ウ) 情報セキュリティ管理者は、特権を付与されたID及びパスワードについて、職員 の端末等のID及びパスワードに比して、定期変更の頻度、入力回数制限等のセキュ リティ機能を強化しなければならない。

(2) 職員による外部からのアクセス等の制限

- ア 職員が外部から内部のネットワーク又は情報システムにアクセスする場合は、当該情報システムを管理する情報セキュリティ管理者の許可を得なければならない。
- イ 統括情報セキュリティ責任者は、内部のネットワーク又は情報システムに対する外部 からのアクセスを、アクセスが必要な合理的理由を有する必要最小限の者に限定しなけ ればならない。
- ウ 統括情報セキュリティ責任者は、外部からのアクセスを認める場合、システム上利用 者の本人確認を行う機能を確保しなければならない。
- エ 統括情報セキュリティ責任者は、外部からのアクセスを認める場合、通信途上の盗聴 を防御するために暗号化等の措置を講じなければならない。

- オ 情報セキュリティ管理者は、外部からのアクセスに利用するモバイル端末を職員に貸 与する場合、セキュリティ確保のために必要な措置を講じなければならない。
- カ 職員は、持ち込んだ又は外部から持ち帰ったモバイル端末を庁内のネットワークに接続する前に、コンピュータウイルスに感染していないこと、パッチの適用状況等を確認し、情報セキュリティ管理者の許可を得るか、もしくは情報セキュリティ管理者によって事前に定義されたポリシーに従って接続しなければならない。
- キ 統括情報セキュリティ責任者は、公衆通信回線(公衆無線LAN等)の庁外通信回線を庁 内ネットワークに接続することは原則として禁止しなければならない。

(3) ログイン時の表示等

情報セキュリティ管理者は、ログイン時におけるメッセージ、ログイン試行回数の制限、アクセスタイムアウトの設定及びログイン・ログアウト時刻の表示等により、正当なアクセス権を持つ職員がログインしたことを確認することができるようシステムを設定しなければならない。

(4) 認証情報の管理

- ア 統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ管理者は、職員の認証情報を厳重 に管理しなければならない。認証情報ファイルを不正利用から保護するため、オペレー ティングシステム等で認証情報設定のセキュリティ強化機能がある場合は、これを有効 に活用しなければならない。
- イ 統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ管理者は、職員に対してパスワードを発行する場合は、仮のパスワードを発行し、初回ログイン後直ちに仮のパスワードを変更させなければならない。
- ウ 統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ管理者は、認証情報の不正利用を 防止するための措置を講じなければならない。

(5) 特権による接続時間の制限

情報セキュリティ管理者は、特権によるネットワーク及び情報システムへの接続時間を 必要最小限に制限しなければならない。

3 システム開発、導入、保守等

(1) 情報システムの調達

- ア 統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ管理者は、情報システム開発、導 入、保守等の調達に当たっては、調達仕様書に必要とする技術的なセキュリティ機能を 明記しなければならない。
- イ 統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ管理者は、機器及びソフトウェア の調達に当たっては、当該製品のセキュリティ機能を調査し、情報セキュリティ上問題 のないことを確認しなければならない。
- ウ 統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ管理者は、調達、導入等に伴うセキュリティ管理対象の変更があった場合、CISOに報告しなければならない。

(2) 情報システムの開発

ア システム開発における責任者及び作業者の特定

情報セキュリティ管理者は、システム開発の責任者及び作業者を特定し、及びシステム開発のための規則を確立しなければならない。

- イシステム開発における責任者、作業者のIDの管理
 - (ア) 情報セキュリティ管理者は、システム開発の責任者及び作業者が使用するIDを管理し、開発完了後、開発用IDを削除しなければならない。
 - (イ) 情報セキュリティ管理者は、システム開発の責任者及び作業者のアクセス権限を 設定しなければならならない。
- ウ システム開発に用いるハードウェア及びソフトウェアの管理
 - (ア) 情報セキュリティ管理者は、システム開発の責任者及び作業者が使用するハード ウェア及びソフトウェアを特定しなければならない。
 - (イ) 情報セキュリティ管理者は、利用を認めたソフトウェア以外のソフトウェアが導入されている場合、当該ソフトウェアをシステムから削除しなければならない。

(3) 情報システムの導入

ア 開発環境と運用環境の分離及び移行手順の明確化

- (ア) 情報セキュリティ管理者は、システム開発、保守及びテスト環境とシステム運用 環境を分離しなければならない。
- (イ) 情報セキュリティ管理者は、システム開発・保守及びテスト環境からシステム運 用環境への移行について、システム開発・保守計画の策定時に手順を明確にしなけ ればならない。
- (ウ) 情報セキュリティ管理者は、移行の際、情報システムに記録されている情報資産 の保存を確実に行い、移行に伴う情報システムの停止等の影響が最小限になるよう 配慮しなければならない。
- (エ) 情報セキュリティ管理者は、導入するシステムやサービスの可用性が確保されていることを確認した上で導入しなければならない。

イ テスト

- (ア) 情報セキュリティ管理者は、新たに情報システムを導入する場合、既に稼働している情報システムに接続する前に十分な試験を行わなければならない。
- (イ) 情報セキュリティ管理者は、運用テストを行う場合、あらかじめ擬似環境による 操作確認を行わなければならない。
- (ウ) 情報セキュリティ管理者は、個人情報及び機密性の高い生データを、テストデータに使用してはならない。
- (エ) 情報セキュリティ管理者は、開発したシステムについて受け入れテストを行う場合、開発した組織と導入する組織が、それぞれ独立したテストを行わなければならない。
- (4) システム開発・保守に関連する資料等の整備・保管

- ア 情報セキュリティ管理者は、システム開発・保守に関連する資料及びシステム関連文 書を適正に整備し、及び保管しなければならない。
- イ 情報セキュリティ管理者は、テスト結果を一定期間保管しなければならない。
- ウ 情報セキュリティ管理者は、情報システムに係るソースコードを適正な方法で保管しなければならない。

(5) 情報システムにおける入出力データの正確性の確保

- ア 情報セキュリティ管理者は、情報システムに入力されるデータについて、範囲、妥当 性のチェック機能及び不正な文字列等の入力を除去する機能を組み込むように情報シス テムを設計しなければならない。
- イ 情報セキュリティ管理者は、故意又は過失により情報が改ざんされ、又は漏えいする おそれがある場合にこれを検出するチェック機能を組み込むように情報システムを設計 しなければならない。
- ウ 情報セキュリティ管理者は、情報システムから出力されるデータについて、情報の処理が正しく反映され、出力されるように情報システムを設計しなければならない。

(6) 情報システムの変更管理

情報セキュリティ管理者は、情報システムを変更した場合、プログラム仕様書等の変更 履歴を作成しなければならない。

(7) 開発・保守用のソフトウェアの更新等

情報セキュリティ管理者は、開発・保守用のソフトウェア等を更新又はパッチの適用を する場合、他の情報システムとの整合性を確認しなければならない。

(8) システム更新又は統合時の検証等

情報セキュリティ管理者は、システム更新・統合に伴うリスク管理体制の構築、移行基準の明確化及び更新・統合後の業務運営体制の検証を行わなければならない。

4 不正プログラム対策

(1) 統括情報セキュリティ責任者の措置事項

統括情報セキュリティ責任者は、不正プログラム対策として、次の事項を措置しなければならない。

- ア 外部ネットワークから受信したファイルは、インターネットのゲートウェイにおいて コンピュータウイルス等の不正プログラムのチェックを行い、不正プログラムのシステ ムへの侵入を防止しなければならない。
- イ 外部ネットワークに送信するファイルは、インターネットのゲートウェイにおいてコンピュータウイルス等不正プログラムのチェックを行い、不正プログラムの外部への拡散を防止しなければならない。
- ウ コンピュータウイルス等の不正プログラム情報を収集し、必要に応じ職員に対して注 意喚起しなければならない。

- エ 所掌するサーバ及びパソコン等の端末に、コンピュータウイルス等の不正プログラム 対策ソフトウェアを常駐させなければならない。
- オ 不正プログラム対策ソフトウェアのパターンファイルは、常に最新の状態に保たなければならない。
- カ 不正プログラム対策のソフトウェアは、常に最新の状態に保たなければならない。
- キ 業務で利用するソフトウェアは、パッチやバージョンアップなどの開発元のサポート が終了したソフトウェアを利用してはならない。

(2) 情報セキュリティ管理者の措置事項

情報セキュリティ管理者は、不正プログラム対策に関し、次の事項を措置しなければならない。

- ア 情報セキュリティ管理者は、その所掌するサーバ及びパソコン等の端末に、コンピュ ータウイルス等の不正プログラム対策ソフトウェアを常駐させなければならない。
- イ 不正プログラム対策ソフトウェアのパターンファイルは、常に最新の状態に保たなけ ればならない。
- ウ 不正プログラム対策のソフトウェアは、常に最新の状態に保たなければならない。
- エ インターネットに接続していないシステムにおいて、電磁的記録媒体を使う場合、コンピュータウイルス等の感染を防止するために、市が管理している媒体以外を職員に利用させてはならない。また、不正プログラムの感染、侵入が生じる可能性が著しく低い場合を除き、不正プログラム対策ソフトウェアを導入し、定期的に当該ソフトウェア及びパターンファイルの更新を実施しなければならない。
- オ 不正プログラム対策ソフトウェア等の設定変更権限については、一括管理し、情報セキュリティ管理者が許可した職員を除く職員に当該権限を付与してはならない。

(3) 職員の遵守事項

職員は、不正プログラム対策に関し、次の事項を遵守しなければならない。

- ア パソコンやモバイル端末において、不正プログラム対策ソフトウェアが導入されている場合は、当該ソフトウェアの設定を変更してはならない。
- イ 外部からデータ又はソフトウェアを取り入れる場合には、必ず不正プログラム対策ソ フトウェアによるチェックを行わなければならない。
- ウ 差出人が不明又は不自然に添付されたファイルを受信した場合は、速やかに削除しなければならない。
- エ 端末に対して、不正プログラム対策ソフトウェアによるフルチェックを定期的に実施しなければならない。
- オ 添付ファイルが付いた電子メールを送受信する場合は、不正プログラム対策ソフトウェアでチェックを行わなければならない。インターネット接続系で受信した電子メール 又はインターネット経由で入手したファイルをLGWAN接続系に取り込む場合は無害化しなければならない。
- カ 統括情報セキュリティ責任者が提供するウイルス情報を、常に確認しなければならない。

キ コンピュータウイルス等の不正プログラムに感染した場合又は感染が疑われる場合は、事前に決められたコンピュータウイルス感染時の初動対応の手順に従って対応を行わなければならない。初動対応時の手順が定められていない場合は、被害の拡大を防ぐ処置を慎重に検討し、該当の端末においてLANケーブルの取り外しや、通信を行わない設定への変更などを実施しなければならない。

(4) 専門家の支援体制

統括情報セキュリティ責任者は、実施している不正プログラム対策では不十分な事態が 発生した場合に備え、外部の専門家の支援を受けられるようにしておかなければならな い。

5 不正アクセス対策

(1) 統括情報セキュリティ責任者の措置事項

統括情報セキュリティ責任者は、不正アクセス対策として、以下の事項を措置しなければならない。

- ア 使用されていないポートを閉鎖しなければならない。
- イ 不要なサービスについて、機能を削除又は停止しなければならない。
- ウ 不正アクセスによるウェブページの改ざんを防止するために、データの書換えを検出 し、統括情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ管理者へ通報するよう、設定しな ければならない。
- エ 統括情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティに関する統一的な窓口と連携し、監視、通知、外部連絡窓口及び適正な対応などを実施できる体制並びに連絡網を構築しなければならない。

(2) 攻撃への対処

CISO及び統括情報セキュリティ責任者は、サーバ等に攻撃を受けた場合又は攻撃を受けるリスクがある場合は、システムの停止を含む必要な措置を講じなければならない。また、総務省、都道府県等と連絡を密にして情報の収集に努めなければならない。

(3) 記録の保存

CISO及び統括情報セキュリティ責任者は、サーバ等に攻撃を受け、当該攻撃が不正アクセス禁止法違反等の犯罪の可能性がある場合には、攻撃の記録を保存するとともに、警察及び関係機関との緊密な連携に努めなければならない。

(4) 内部からの攻撃

情報セキュリティ管理者は、職員及び外部委託事業者が使用しているパソコン等の端末からの庁内のサーバ等に対する攻撃や外部のサイトに対する攻撃を監視しなければならない。

(5) 職員による不正アクセス

情報セキュリティ管理者は、職員による不正アクセスを発見した場合は、当該職員が所属する課室等の情報セキュリティ管理者に通知し、適正な処置を求めなければならない。

(6) サービス不能攻撃

情報セキュリティ管理者は、外部からアクセスできる情報システムに対して、第三者からサービス不能攻撃を受け、利用者がサービスを利用できなくなることを防止するため、 情報システムの可用性を確保する対策を講じなければならない。

(7) 標的型攻擊

情報セキュリティ管理者は、情報システムにおいて、標的型攻撃による内部への侵入を 防止するために、教育や自動再生無効化等の人的対策や入口対策を講じなければならな い。また、内部に侵入した攻撃を早期検知して対処するために、通信をチェックする等の 内部対策を講じなければならない。

6 セキュリティ情報の収集

- (1) セキュリティホールに関する情報の収集・共有及びソフトウェアの更新等 情報セキュリティ管理者は、セキュリティホールに関する情報を収集し、必要に応じ、 関係者間で共有しなければならない。また、当該セキュリティホールの緊急度に応じて、 ソフトウェア更新等の対策を実施しなければならない。
- (2) 不正プログラム等のセキュリティ情報の収集・周知 統括情報セキュリティ責任者は、不正プログラム等のセキュリティ情報を収集し、必要 に応じ対応方法について、職員に周知しなければならない。
- (3) 情報セキュリティに関する情報の収集及び共有

統括情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティに関する情報を収集し、必要に応 じ、関係者間で共有しなければならない。また、情報セキュリティに関する社会環境や技 術環境等の変化によって新たな脅威を認識した場合は、セキュリティ侵害を未然に防止す るための対策を速やかに講じなければならない。

第8章 運用セキュリティ対策

1 情報システムの監視

- (1) 統括情報セキュリティ責任者は、セキュリティに関する事案を検知するため、情報システムを常時監視しなければならない。
- (2) 統括情報セキュリティ責任者は、重要なログ等を取得するサーバの正確な時刻設定及びサーバ間の時刻同期ができる措置を講じなければならない。
- (3) 統括情報セキュリティ責任者は、外部と常時接続するシステムを常時監視しなければならない。
- (4) 暗号化された通信データを監視のために復号することの要否を判断し、要すると判断し

た場合は、当該通信データを復号する機能及び必要な場合はこれを再暗号化する機能を導入しなければならない。

2 情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認

(1) 遵守状況の確認及び対処

ア 情報セキュリティ管理者は、情報セキュリティポリシーの遵守状況について確認を行い、CISO、統括情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ責任者に報告しなければならない。

イ CISOは、発生した問題について、適正かつ速やかに対処しなければならない。

ウ 情報セキュリティ管理者は、ネットワーク及びサーバ等のシステム設定等における情報セキュリティポリシーの遵守状況について、定期的に確認を行い、問題が発生していた場合には、CISO、統括情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ責任者に報告の上、適正かつ速やかに対処しなければならない。

(2) パソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体等の利用状況調査

CISO及びCISOが指名した者は、不正アクセス、不正プログラム等の調査のために、職員が使用しているパソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体等のログ、電子メールの送受信記録等の利用状況を調査することができる。

(3) 職員の報告義務

ア 職員は、情報セキュリティポリシーに対する違反行為を発見した場合、直ちに統括情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ管理者に報告を行わなければならない。

イ 当該違反行為が直ちに情報セキュリティ上重大な影響を及ぼす可能性があると統括情報セキュリティ責任者が判断した場合において、職員は、緊急時対応計画に従って適正に対処しなければならない。

3 侵害時の対応等

(1) 緊急時対応計画の策定

CISO又は委員会は、情報セキュリティインシデント、情報セキュリティポリシーの違反等により情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止等の措置を迅速かつ適正に実施するために、緊急時対応計画を定めておき、セキュリティ侵害時には当該計画に従って適正に対処しなければならない。

緊急時対応計画を作成する際の基本方針は、以下のとおりとする。

- 人命の尊重を第一とする。
- ② 住民への影響を最小限とする。
- ③ 収集情報の一元化・一覧性を確保する。
- ④ 各関係者の役割を明確にする。
- ⑤ 関係者に対して迅速な第一報をする。
- ⑥ 速やか、かつ明確な指示を出せる指示系統を確保する。

- (7) 状況の変化に伴う、速やかな情報収集と報告の再共有をする。
- ⑧ 時系列記録を確保する。

(2) 緊急時対応計画に盛り込むべき内容

緊急時対応計画には、以下の内容を定めなければならない。

- ア 関係者の連絡先(緊急連絡先等含む)
- イ 各関係者の果たすべき役割
- ウ 発生した事案に係る報告すべき事項
- エ 発生した事案への対応措置
- オ 再発防止措置の策定

(3) 業務継続計画との整合性確保

自然災害、大規模・広範囲にわたる疾病等に備えて別途業務継続計画を策定し、委員会は当該計画と情報セキュリティポリシーの整合性を確保しなければならない。

(4) 緊急時対応計画の見直し

CISO又は委員会は、情報セキュリティを取り巻く状況の変化や組織体制の変動等に応じ、必要に応じて緊急時対応計画の規定を見直さなければならない。

4 例外措置

(1) 例外措置の許可

情報セキュリティ管理者は、情報セキュリティ関係規定を遵守することが困難な状況で、行政事務の適正な遂行を継続するため、遵守事項とは異なる方法を採用する又は遵守事項を実施しないことについて合理的な理由がある場合には、CISO の許可を得て、例外措置を講じることができる。

(2) 緊急時の例外措置

情報セキュリティ管理者は、行政事務の遂行に緊急を要する等の場合であって、例外措置を実施することが不可避のときは、事後速やかにCISO に報告しなければならない。

(3) 例外措置の申請書の管理

CISOは、例外措置の申請書及び審査結果を適正に保管し、定期的に申請状況を確認しなければならない。

5 法令遵守

職員は、職務の遂行において使用する情報資産を保護するために、次の法令のほか関係法令を遵守し、これに従わなければならない。

- ア 地方公務員法(昭和25年法律第261号)
- イ 著作権法 (昭和45年法律第48号)
- ウ 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)

- エ 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)
- オ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)
- カ サイバーセキュリティ基本法 (平成28年法律第31号)
- キ 加賀市個人情報保護条例(平成17年条例第17号)

6 懲戒処分等

(1) 懲戒処分

情報セキュリティポリシーに違反した職員及びその監督責任者は、その重大性、発生した事案の状況等に応じて、地方公務員法による懲戒処分の対象とする。

(2) 違反時の対応

職員の情報セキュリティポリシーに違反する行動を確認した場合には、速やかに次の措置を講じなければならない。

- ア 統括情報セキュリティ責任者が違反を確認した場合は、統括情報セキュリティ責任者は 当該職員が所属する課室等の情報セキュリティ管理者に通知し、適正な措置を求めなけれ ばならない。
- イ 情報セキュリティ管理者等が違反を確認した場合は、違反を確認した者は速やかに統括 情報セキュリティ責任者及び当該職員が所属する課室等の情報セキュリティ管理者に通知 し、適正な措置を求めなければならない。
- ウ 情報セキュリティ管理者の指導によっても改善されない場合、統括情報セキュリティ責任者は、当該職員のネットワーク又は情報システムを使用する権利を停止あるいは剥奪することができる。その後速やかに、統括情報セキュリティ責任者は、職員の権利を停止あるいは剥奪した旨をCISO 及び当該職員が所属する課室等の情報セキュリティ管理者に通知しなければならない。
- エ 情報セキュリティ管理者は、市民に影響をあたえる等、重大な違反を行った職員が使用するICカード、IDの利用停止及び共有IDのパスワードの変更等を速やかに行わなければならない。

第9章 外部サービスの利用

1 外部委託

(1) 外部委託事業者の選定基準

- ア 情報セキュリティ管理者は、外部委託事業者の選定にあたり、委託内容に応じた情報 セキュリティ対策が確保されることを確認しなければならない。
- イ 情報セキュリティ管理者は、情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格の認 証取得状況、情報セキュリティ監査の実施状況等を参考にして、事業者を選定しなけれ ばならない。

(2) 契約項目

情報システムの運用、保守等を外部委託する場合には、外部委託事業者との間で必要に 応じて次の情報セキュリティ要件を明記した契約を締結しなければならない。

- ア 情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順の遵守
- イ 外部委託事業者の責任者、委託内容、作業者の所属、作業場所の特定
- ウ 提供されるサービスレベルの保証
- エ 外部委託事業者にアクセスを許可する情報の種類と範囲、アクセス方法
- オ 外部委託事業者の従業員に対する教育の実施
- カ 提供された情報の目的外利用及び受託者以外の者への提供の禁止
- キ 業務上知り得た情報の守秘義務・再委託に関する制限事項の遵守
- ク 委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等
- ケ 委託業務の定期報告及び緊急時報告義務
- コ 市による監査、検査・市による情報セキュリティインシデント発生時の公表
- サ 情報セキュリティポリシーが遵守されなかった場合の規定(損害賠償等)

(3) 確認·措置等

情報セキュリティ管理者は、外部委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを定期的に確認し、必要に応じ、(2)の契約に基づき措置を実施しなければならない。また、その内容を統括情報セキュリティ責任者に報告するとともに、その重要度に応じてCISOに報告しなければならない。

2 約款による外部サービスの利用

(1) 約款による外部サービスの利用に係る規定の整備

情報セキュリティ管理者は、以下を含む約款による外部サービスの利用に関する規定を整備しなければならない。また、当該サービスの利用において、機密性2以上の情報が取り扱われないように規定しなければならない。

- ア 約款によるサービスを利用して良い範囲
- イ 業務により利用する約款による外部サービス
- ウ利用手続及び運用手順
- (2) 約款による外部サービスの利用における対策の実施

職員は、利用するサービスの約款、その他提供条件から、利用に当たってのリスクが許容できることを確認した上で約款による外部サービスの利用を申請し、適正な措置を講じた上で利用しなければならない。

3 ソーシャルメディアサービスの利用

- (1) 情報セキュリティ管理者は、本市が管理するアカウントでソーシャルメディアサービス を利用する場合、情報セキュリティ対策に関する次の事項を含めたソーシャルメディアサ ービス運用手順を定めなければならない。
 - ア 本市のアカウントによる情報発信が、実際の本市のものであることを明らかにするために、本市の自己管理ウェブサイトに当該情報を掲載して参照可能とするとともに、当

該アカウントの自由記述欄等にアカウントの運用組織を明示する等の方法でなりすまし 対策を実施すること。

- イ パスワードや認証のためのコード等の認証情報及びこれを記録した媒体(ICカード等)等を適正に管理するなどの方法で、不正アクセス対策を実施すること。
- ウ 機密性2以上の情報はソーシャルメディアサービスで発信してはならない。
- エ 利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定めなければならない。
- オ アカウント乗っ取りを確認した場合には、被害を最小限にするための措置を講じなければならない。

4 クラウドサービスの利用

- (1) 情報セキュリティ管理者は、クラウドサービス(民間事業者が提供するものに限らず、本市が自ら提供するもの等を含む。以下同じ。)を利用するに当たり、取り扱う情報資産の分類及び分類に応じた取扱制限を踏まえ、情報の取扱いを委ねることの可否を判断しなければならない。
- (2) 情報セキュリティ管理者は、クラウドサービスで取り扱われる情報に対して国内法以外 の法令が適用されるリスクを評価して委託先を選定し、必要に応じて委託事業の実施場所 及び契約に定める準拠法・裁判管轄を指定しなければならない。
- (3) 情報セキュリティ管理者は、クラウドサービスの中断や終了時に円滑に業務を移行する ための対策を検討し、委託先を選定する際の要件としなければならない。
- (4) 情報セキュリティ管理者は、クラウドサービスの特性を考慮した上で、クラウドサービス部分を含む情報の流通経路全般にわたるセキュリティが適切に確保されるよう、情報の流通経路全般を見渡した形でセキュリティ設計を行った上でセキュリティ要件を定めなければならない。
- (5) 情報セキュリティ管理者は、クラウドサービスに対する情報セキュリティ監査による報告書の内容、各種の認定・認証制度の適用状況等から、クラウドサービス及び当該サービス提供事業者の信頼性が十分であることを総合的・客観的に評価し判断しなければならない。

第10章 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

1 監査

(1) 実施方法

CISOは、情報セキュリティ監査統括責任者を指名し、ネットワーク及び情報システム等の情報資産における情報セキュリティ対策状況について、毎年度及び必要に応じて監査を行わせなければならない。

(2) 監査を行う者の要件

ア 情報セキュリティ監査統括責任者は、監査を実施する場合には、被監査部門から独立 した者に対して、監査の実施を依頼しなければならない。

イ 監査を行う者は、監査及び情報セキュリティに関する専門知識を有する者でなければ ならない。

(3) 監査実施計画の立案及び実施への協力

ア 情報セキュリティ監査統括責任者は、監査を行うに当たって、監査実施計画を立案 し、委員会の承認を得なければならない。

イ 被監査部門は、監査の実施に協力しなければならない。

(4) 外部委託事業者に対する監査

外部委託事業者に委託している場合、情報セキュリティ監査統括責任者は外部委託事業 者から下請けとして受託している事業者も含めて、情報セキュリティポリシーの遵守について監査を定期的に又は必要に応じて行わなければならない。

(5) 報告

情報セキュリティ監査統括責任者は、監査結果を取りまとめ、委員会に報告する。

(6) 保管

情報セキュリティ監査統括責任者は、監査の実施を通して収集した監査証拠、監査報告 書の作成のための監査調書を、紛失等が発生しないように適正に保管しなければならな い。

(7) 監査結果への対応

CISOは、監査結果を踏まえ、指摘事項を所管する情報セキュリティ管理者に対し、当該事項への対処を指示しなければならない。また、指摘事項を所管していない情報セキュリティ管理者に対しても、同種の課題及び問題点がある可能性が高い場合には、当該課題及び問題点の有無を確認させなければならない。なお、庁内で横断的に改善が必要な事項については、統括情報セキュリティ責任者に対し、当該事項への対処を指示しなければならない。

(8) 情報セキュリティポリシー及び関係規程等の見直し等への活用

委員会は、監査結果を情報セキュリティポリシー及び関係規定等の見直し、その他情報 セキュリティ対策の見直し時に活用しなければならない。

2 自己点検

(1) 実施方法

ア 情報セキュリティ管理者は、所管するネットワーク及び情報システムについて、毎年 度及び必要に応じて自己点検を実施しなければならない。

イ 情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ管理者と連携して、所管する部局にお ける情報セキュリティポリシーに沿った情報セキュリティ対策状況について、毎年度及 び必要に応じて自己点検を行わなければならない。

(2) 報告

統括情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ責任者は、自己点検結果と自己点検結果に基づく改善策を取りまとめ、委員会に報告しなければならない。

(3) 自己点検結果の活用

ア 職員は、自己点検の結果に基づき、自己の権限の範囲内で改善を図らなければならない。

イ 委員会は、この点検結果を情報セキュリティポリシー及び関係規程等の見直し、その 他情報セキュリティ対策の見直し時に活用しなければならない。

第11章 情報セキュリティポリシーの見直し

委員会は、情報セキュリティ監査及び自己点検の結果並びに情報セキュリティに関する状況の変化等を踏まえ、情報セキュリティポリシー及び関係規程等について毎年度及び重大な変化が発生した場合に評価を行い、必要があると認めた場合、改善を行うものとする。